様式第１号 別紙１（第４条関係）

阿南市わくわく移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

１　阿南市わくわく移住支援事業補助金に関する報告及び立入調査を求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、阿南市わくわく移住支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。

（１）補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）補助金の申請日の翌日から起算して３年を経過する日前に徳島県外に転出した場合：全額

（３）補助金の申請日の翌日から起算して１年を経過する日以前に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額

（４）阿南市わくわく移住支援事業補助金交付要綱及び徳島わくわく創業支援事業補助金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額

（５）本市から求められた報告又は立入調査に応じない場合：全額

（６）補助金の申請日の翌日から起算して５年を経過する日以前に徳島県外に転出した場合（（２）に掲げる場合を除く）：半額

様式第１号 別紙２（第４条関係）

阿南市わくわく移住支援事業補助金に係る個人情報の取扱い

　阿南市は、阿南市わくわく移住支援事業補助金の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　また、阿南市は、当該個人情報について、全国で地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用して実施する移住支援事業の円滑な実施や、当該事業の国への報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。